

守谷市総合計画の策定等に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びその実現を図るための基本計画（以下これらを「総合計画」という。）を策定することについて必要な事項を定めるものとする。

（総合計画の策定）

第2条 市長は、将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な方針として総合計画を策定し、これに即して市政を運営しなければならない。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に聴かなければならない。

（総合計画の変更）

第3条 市長は、総合計画が社会経済情勢の変化や市が直面する新たな課題に対応できるものとなるよう常に留意し、必要に応じてその内容を変更するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（総合計画の公表）

第4条 市長は、総合計画を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（総合計画との整合）

第5条 市長は、各種の計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【考え方】

総合計画の策定に当たっては、地方分権の進展に伴い、地方自治法に規定されていた基本構想の策定や議会の議決を経ることの義務付けが廃止され、改正後は、各自治体の自主的な判断に委ねられました。

守谷市では、今後も計画的な市政運営を図るため、その指針となる総合計画をこれまで同様に策定することから「守谷市総合計画の策定等に関する条例」を制定し、必要な事項を定めるものです。

基本構想は、まちの将来像を描き、まちづくりの基本目標を明らかにするもので、基本計画は、基本構想に即し、その基本方針を具現化するため基本的な施策を体系的に示すものです。

市政運営を総合的かつ計画的に進めるためには、市民の意見を十分に聴き、総合計画を策定し、社会経済情勢の変化や新たな課題に対応できるよう、必要に応じて変更できるように規定しています。また、計画を策定又は変更したときは、速やかに公表するものとしています。

各種個別計画の策定及び変更に当たっては、上位計画となる総合計画の趣旨、目的に即して行うことを規定しています。

さらに、これまで同様に、議会の議決を経ることを別途「守谷市議会の議決すべき事件を定める条例」で規定しています。